
プロジェクト 「見積りの不確実性の発生要因」に関する開示

項目 第 26 回ディスクロージャー専門委員会で聞かれた意見及び対応案

本資料の目的

1. 本資料は、「見積りの不確実性の発生要因」に関する開示に関連して、第 26 回ディスクロージャー専門委員会（2019 年 7 月 30 日開催）（以下「第 26 回専門委員会」という。）で議論した項目について、聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。

ASBJ 事務局の提案及び聞かれた意見

基本的な考え方の再検討

【ASBJ 事務局の提案】

2. ASBJ 事務局は、開発中の会計基準における基本的な考え方として、次の提案を行った。

- (1) 開示目的については、次のとおりとする。

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出するものであるが、見積りの方法や、見積りの基礎となる情報が財務諸表作成時にどの程度入手可能であるかは様々である。したがって、財務諸表に計上した金額のみでは、どの項目が翌年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があるのかを、財務諸表利用者が理解することは困難である。

このため、会計上の見積りの開示は、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を示すことを目的とする。

- (2) 開示する項目の識別については、次のとおりとする。

- ① 開発中の会計基準の本文において、次の内容を記述する。

ア. 当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目を識別する。

イ. 識別する項目は、通常、当年度の財務諸表に計上した資産及び負債である。

② 開発中の会計基準の結論の背景において、次の内容を記述する。

ア. 翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目を識別するためには、翌年度の財務諸表に及ぼす影響の金額的な大きさとその発生可能性を総合的に勘案して企業が判断することが考えられる。

一方、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目は、経営上の重要な項目であり、会計基準において判断のための規準を詳細に定めなくとも、各企業で行っている会計上の見積りの方法に照らして開示する項目を識別できると考えられることから、項目の識別について、判断のための詳細な規準は示さない。

イ. 翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い場合には、当年度の財務諸表に計上した収益及び費用、並びに会計上の見積りの結果、当年度の財務諸表に計上しないこととした負債を識別することを妨げない。

ウ. また、金融商品や賃貸等不動産の時価情報などのように、注記において開示する金額を算出するにあたって見積りを行ったものについても、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い場合には、これらを識別することを妨げない。

(3) 注記事項については、次のとおりとする。

① 開発中の会計基準において、識別した項目のそれぞれについて、会計上の見積りの内容を表す項目名とともに次の事項を注記する旨を記述する。

ア. 当年度の財務諸表に計上した金額

イ. 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

② 開発中の会計基準において、本項(3)①イの例として、次の事項を示す。

ア. 当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

イ. 当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

ウ. 翌年度の財務諸表に与える影響

【第26回専門委員会で聞かれた意見】

IAS第1号と平仄を合わせることに賛成する意見

3. 基本的に、国際的な会計基準と平仄を合わせることは、大きな流れとして適切であると考えられる。実際にIFRS基準に基づき財務諸表を作成している企業及び、今後IFRS基準への移行を検討している企業が多くあることから、IAS第1号と基本的な考え方をそろえることは非常に重要である。

(対応案)

ASBJ事務局の提案に賛成する意見である。

見積りの項目について一覧性を持って示すことを求める理由を記述すべきとの意見

4. 開発中の会計基準において、識別した見積りの項目について一覧性を持って示すことを求めるというASBJ事務局の提案は、企業が会計基準に従って対応していることをわかりやすく示せることや、利用者にとってもわかりやすいことから賛成する。ただし、IAS第1号とは異なる定めを含めることについては、そうすることがより適切と考えられる理由を説明することが必要である。

(対応案)

ASBJ事務局は、従来の日本の開示の枠組みでは、見積りの項目は自然と一覧性をもって開示されるものと考えている。

また、現状のIFRS基準の定めは、注記のどこかに書いてあれば開示規定は満たされるという形になっているが、利用者にとっては非常に不便ではないかと考えている。一方、一覧性をもって示せば、必要な情報をすぐに見つけることができることや、当該対応に伴う企業の負担は大きくはないと考えられることから、当該規定を含めることをご提案しており、当該理由を審議事項(3)-3の基準文案の第22項に記載している。

5. 前項に関連して、「コメントの募集及び公開草案の概要」において、一覧性をもって開示することを要求することは、IAS第1号にはない定めであるが、通常は一覧性をもって開示される場合が多いと考えられることを記述すべきである。

(対応案)

審議事項(3)-4「コメントの募集及び公開草案の概要」の質問5の説明文において反映している。

見積りの項目が財務諸表に影響を及ぼす対象期間を翌年中とすることに賛成する意見

6. 財務諸表に影響を及ぼす対象期間を、翌年度以降ではなく、IAS 第1号と同様に翌年度中とすることに関して、資産の価値の見積りは翌年度以降を加味して行っており、「翌年度中」という表現にしても、企業はその趣旨を理解できると考える。

(対応案)

ASBJ 事務局の提案に賛成する意見である。

注記における見積りであっても、将来の財務諸表に重大な影響を及ぼす可能性のあるものは開示対象とすべきとの意見

7. 注記において開示する金額の算出するにあたり行った重要な見積りについて、オフバランスされているものの中にはオンバランスすると企業価値に大きな影響を与えてしまうものもあると考えられる。これらについては開示が必要ではないか。

(対応案)

ASBJ 事務局は、開発中の会計基準において、オンバランスされている見積りの項目の方が、オンバランスされていないものよりも重要性が高いと考えられることから、異なる扱いとすることを提案している。

そのため、注記において開示する金額の算出するにあたり行った重要な見積りの扱いについては、特段の変更を行わないことが考えられる。

開発中の会計基準において、偶発事象をより開示する方向で取り上げるべきとの意見

8. 本資料の第2項(2)②イの提案に関して、偶発債務について開示することを「妨げない」という表現では、企業が開示してよいのかどうかの判断に迷ってしまい、判断が多様化するリスクがあることを懸念する。偶発事象を開示する方向で取り上げることをより明確に記述してはどうか。
9. 偶発債務に関しては、状況によってそれがオンバランスされる可能性もあり、任意での開示ではなく開示しなくてはならない可能性もあるという考え方もあるのではないか。

(対応案)

本プロジェクトでは、IAS 第 1 号「財務諸表の開示」(以下「IAS 第 1 号」という。) 第 125 号に範囲を限定して取り組んでいるが、偶発事象に関しても開示の対象となり得る旨の記述を追加したというのが本提案の趣旨である。

提案の表現を変更することは、IAS 第 1 号の考え方を逸脱する可能性があり、一方、当該記述自体をなくすことは開示の後退につながる可能性があることから、当該記述は、修正せずに残すことが考えられる。

また、偶発事象の取り扱いについては、IAS 第 1 号とそろえることが重要であると考えており、その観点から、偶発事象の開示は任意とすることが考えられる。

開示目的について、目的と手段を整理すべきとの意見

10. 本資料の第 2 項(1)で提案された開示目的の 1 段落目は、結論の背景の記述に近いような珍しい形であると理解している。ただし、基準本文にはそぐわないという意見がある可能性もあるため、その場合、「コメントの募集及び公開草案の概要」又は基準文案の結論の背景の始めに記載するのがよいと考える。

(対応案)

コメントの募集及び公開草案の概要の質問 3 において開示目的の内容についてコメントを求めており、コメントがあれば対応策を検討することが考えられる。

開示対象の範囲がより明確となる表現にすべきとの意見

11. 開発中の会計基準において、開示対象とされる見積りの主眼が、オンバランスされている資産及び負債であるならば、本資料の第 2 項(3)②で提案された、「当年度の財務諸表」という表現は、「当年年度末の貸借対照表」とする方が、対象が明確になるのではないか。

(対応案)

本資料の第 2 項(1)②イやウにて提案したように、貸借対照表に計上される資産及び負債だけではなく、収益及び費用、並びに注記における見積りの開示も妨げないとしていることから、当該記述については、「当年度の財務諸表」から変更しないことが考えられる。

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の文案

【第26回専門委員会で聞かれた意見】

見積りの内容に関する財務諸表利用者の理解に資するその他の情報の列記は、あくまで例示であることを強調すべきとの意見

12. 基準文案の第7項(1)から(3)に示された見積りの内容に関する財務諸表利用者の理解に資するその他の情報の例に関して、あくまで例であり、それぞれの開示項目について、必ずしも(1)から(3)のすべてを記述する必要はないことが基準文案の本文や結論の背景からは読み取りづらいため、監査において混乱することが懸念される。そのため、基準文案の第7項(1)から(3)に関しては、開示項目のチェックリストではなく例示であることを基準文案においてより強調すべきである。

(対応案)

審議事項(3)-3の基準文案の第8項及び第28項において、修正後の文案をお示ししている。

見積りの内容に関する財務諸表利用者の理解に資するその他の情報の列記は、すべて開示するほうが望ましいことを示すべきとの意見

13. 前項に関連して、基準文案の第7項(1)から(3)は例示であるものの、ベストプラクティスは(1)から(3)のすべてを開示することであると考えられる。企業がこれらの項目をまったく開示することがないということがないよう、表現の強さを検討してほしい。

(対応案)

見積りの開示は、あくまで開示目的を達成するために最も有用な情報を開示することを求めることが趣旨であり、基準文案の第8項(1)から(3)のすべての開示をこの順番で開示することを求めているわけではない。また、開示目的を達成するためには、例示した項目以外の項目が開示することも想定され、そのような開示を制限する意図もない。以上より、基準文案の第8項(1)から(3)は、あくまで例示として、審議事項(3)-3の基準文案の第8項及び第28項において、修正後の文案をお示ししている。

修文に関するその他の意見

14. 「基本的な考え方の再検討」において、ASBJ事務局は、識別した見積りの項目について、「当年度の財務諸表に計上した金額を注記することとしていることから、あ

えて『識別した項目に関連した部分』であることを示さなくとも、当該部分の金額を注記することになる」との分析を示しているが、基準文案の第6項(1)からは、そのような趣旨は読み取れないように思われる。

(対応案)

ASBJ 事務局としては、見積りの識別について IAS 第1号と考え方をそろえており、IAS 第1号の中でも「帳簿価額」という表現を用いていることに鑑みて、開発中の会計基準において、あえて「識別した項目に関連した部分」という表現を用いなくとも IAS 第1号と同様の開示がなされるのではないかと考えている。そのため、当該表現に関して、特段対応を行わないことが考えられる。

15. 基準文案の第25項のただし書きは、例示を記述するよりも、会計基準における取り扱いをそのまま記述することは企業固有の情報とはならない旨のみを記述するほうがわかりやすい。

(対応案)

審議事項(3)-3の基準文案の第26項及び第27項において、修正後の文案お示ししている。

開発中の会計基準において IAS 第1号を参考にしたことを記述すべきとの意見

16. 本会計基準の開発に関する議論においては、IAS 第1号との関係が意識されているにも関わらず、開発中の会計基準と IAS 第1号との関連は基準文案の第15項にしき記述されていない。本会計基準の開発経緯や、開発の発端についての記述の中で IAS 第1号に関する言及をすべきではないか。

(対応案)

審議事項(3)-3の基準文案の第11項において、修正後の文案をお示ししている。

四半期財務諸表における取扱い

【ASBJ 事務局の提案】

17. ASBJ 事務局は、見積りの開示について、四半期財務諸表における取扱いを特段定め
ないことを提案した。

【第 26 回専門委員会で聞かれた意見】

見積りは四半期財務諸表の開示項目ではないという整理とすべきとの意見

18. 四半期財務諸表の作成においては、見積りの開示項目を識別する際の「翌年度」を
どのように考えるかが明確になっていない。見積りの項目の識別は、あくまで年度
末の財務諸表において翌年度の財務諸表に重要な影響があるかどうかを判断して
識別するものであると考えられ、開発中の会計基準において、見積りは、四半期の
開示項目ではないものと整理すべきである。
19. 四半期には、第 1、第 2、第 3 四半期があるが、中間決算（第 2 四半期）とその他
で同じ扱いとするかについても整理すべきである。

(対応案)

審議事項(3)-5 において、ASBJ 事務局の再分析の内容をお示ししている。

以 上